

# 新市名候補選定小委員会

## 第1回会議資料

日 時：平成14年11月4日 14:00～  
場 所：西条市役所 5階大会議室

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

# 第1回新市名候補選定小委員会 会 議 次 第

日時：平成14年11月4日(月) 14:00～

場所：西条市役所5階 大会議室

- 1 開会
- 2 委員長及び副委員長の選出について
- 3 議事
  - (1) 報告事項
    - ①新市名候補選定小委員会の役割について
    - ②新市名の選定に当たっての留意事項について
    - ③新市名の選定方法に係る先例地の例について
- 4 その他
  - (1) 第2回小委員会の開催日程について
- 5 閉 会

## 2 委員長及び副委員長の選出について

新市名候補選定小委員会の委員長及び副委員長は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会規程第4条第2項に基づき、委員の互選により定める。

委員長

---

副委員長

---

[参考] 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会規程(抜粋)

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### 3 議 事

#### 報告事項①

##### 新市名候補選定小委員会の役割について

平成14年10月7日の第1回法定協議会において、合併の方式を「新設合併」とし、新市の名称については、「小委員会を設置して候補を選定し、協議会で協議する」ことが確認されました。

新設合併とは、2市2町を廃してその区域をもって、新たな市を置くことであり、このことは即ち、2市2町の法人格の全てが消滅し、新たな市として1つの法人格が発生するものです。よって、2市2町の名称は全て廃止されることとなりますから、新市の名称を新たに定める必要があります。

新市名候補選定小委員会は、同小委員会規程第2条の規程により、合併協議会から付託される新市の名称の候補の選定に関する事項について、調査又は審議を行う組織です。

具体的には、新市名の選定方法、選定基準、候補の絞込み等を行います。

※ 新市の名称は、新設合併における協議事項の中で、特に協議が難航しやすい項目の一つです。近年の事例においては、公募を行うことが一般化しつつあるようですが、いづれにしてもどのように候補を絞り込んでいくのか、最終的な選定をどのようなプロセスで行うのかが問題となってくるものであり、また住民の関心も高いことから、この取扱い一つで合併が困難となる可能性のあることを認識したうえで、慎重に取り扱う必要があります。

## 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 小委員会は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（以下「協議会」という。）から付託される新市の名称の候補の選定に関する事項について、調査又は審議を行うものとする。

### (委員)

第3条 小委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 規約第7条第1項第3号に規定する委員
- (2) 規約第7条第1項第4号に規定する委員のうち協議会の会長が指名する4市町それぞれ1名の委員

### (委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集するものとする。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を要請することができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛成により非公開とすることができる。
- 6 会議の傍聴については、「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の傍聴に関する要綱」の規定を準用する。この場合において、「会長」は「委員長」と読み替えるものとする。

### (報告)

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会に報告するも

のとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(費用弁償)

第8条 第5条第4項の要請に応じ会議に出席した者に、費用弁償として3,500円を支給する。ただし、地方公共団体の特別職、一般職及び市町議会議員については、これを支給しない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月7日から施行する

## 報告事項②

### 新市名の選定に当たっての留意事項について

○地名の書き表し方は、さしつかえのない限り、当用漢字字体表を用いる。当用漢字表以外の漢字についても、当用漢字字体表の文字に準じた字体を用いてもよい。

(昭和33年4月21日 通知)

○知事は、市町村の名称の変更許可申請があった場合に、その名称が類似名称もしくは極めて不穏当な名称であるとき又は当該条例の議決が違法もしくは無効と認めるときは、不許可となしうる。

(昭和33年5月7日 行政実例)

○市の設置もしくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり、または類似することとならないよう十分配慮すること。

(昭和45年3月12日 通知)

○地方公共団体の名称は、当該地域に住む住民の日常生活に密着しており、住民にとって非常に重要なもので、その名称の意味するところがあまりにも不穏当なものであるとか、読み方のわからないもの、また、近隣地方公共団体の名称と類似しており、郵便物の配達等に混乱を生ずるおそれがあるもの等は、不適當と思われま

○市町村の名称として、大多数は、漢字を使用しています。ひらがな、カタカナの市町村もありますが、記号やローマ字を使用している市町村はありません。

○「○☆」のような記号を用いたものは、その読み方がはっきりと特定できませんので、不適當と思われま

## ○ 新市名の取扱いに関する自治省照会事項

質問1 すでに全国に同一又は類似の市町村が存在する場合

(1) 同じ表記で読み方が異なる場合

【例】宮崎県日向市（ひゅうがし） ⇒ 日向市（ひなたし）  
静岡県清水市（しみずし） ⇒ 清水市（きよみずし）

回答 × ……表記が同じ場合は不可。

(2) 異なる表記で読み方が同じ場合

【例】宮城県仙台市（せんだいし） ⇒ 仙台市  
埼玉県日高市（ひだかし） ⇒ ひだか市

回答 ○

(3) 同一又は類似の「町村」が存在する場合

【例】東京都瑞穂町（みずほまち） ⇒ 瑞穂市（みずほし）  
奈良県明日香村（あすかむら） ⇒ 明日香市（あすかし）

回答 ○ ……全国的に見て、現在も同様の事例がある。

質問2 外国語を日本語（カタカナ、ひらがな等）で表記した場合

【例】LOVE ⇒ ラブ  
AND ⇒ アンド

回答 ○ ……理由が明確であればよい。

質問3 略字及び算用数字等の使用

(1) 「ヶ」の使用

回答 ○ ……例：青ヶ島村など

(2) 「0 1 2 3 4 5 6 7 8 9（数字）」の使用

回答 × ……日本語かどうか解釈できない。適当とは思われない。

(3) 「々」の使用

回答 ○ ……例：小佐々町など

質問4 通常の見方と異なる読み方をする場合

【例】永遠市（えいえんし） ⇒ （とわし）  
宇宙市（うちゅうし） ⇒ （そらし）

回答 ○ ……新市名を告示する場合、読みがなを振ればよい。

質問5 その他市の名称としてふさわしくないもの

回答 公序良俗に反する名前  
長すぎる名前  
現在使用していない漢字を使用した名前

参考文献：西東京市の事例に見る 合併協議の実務

## 報告事項③

### 新市名の選定方法に係る先例地の例について

#### 1 新市名の候補選定の例について

##### (例 1)

合併関係市町のうち、いずれかの市町の名称を採用する。

##### (例 2)

合併関係市町とは別に、新しい名称をつける。

##### (例 3)

合併関係市町の名称を含めた中で、名称をつける。

## (例1)の先例地

都道府県名	新市町名	合併年月日	旧市町村名
北海道	富良野市	S41. 5. 1	富良野町、山部町
	滝川市	S46. 4. 1	滝川市、江部乙町
岩手県	北上市	H3. 4. 1	北上市、和賀町、江釣子村
福島県	郡山市	S40. 5. 1	郡山市、安積町、三穂田村、逢瀬村、片平村、喜久田村、日和田町、富久山町、湖南村、熱海町、田村町
千葉県	君津市	S45. 9. 28	君津町、小櫃村、小糸町、上総町、清和村
	鴨川市	S46. 3. 31	江見町、長狭町、鴨川町
	富津町	S46. 4. 25	富津町、大佐和町、天羽町
	袖ヶ浦町	S46. 11. 3	袖ヶ浦町、平川町
	茂原市	S47. 5. 1	茂原市、本納町
石川県	志賀町	S45. 11. 1	高浜町、志賀町
長野県	長野市	S41. 10. 16	長野市、篠ノ井市、川中島町、信更村、更北村、松代町、若穂町、七二会村
静岡県	富士市	S41. 11. 1	吉原市、富士市、鷹岡町
兵庫県	加西市	S42. 4. 1	北条町、加西町、泉町
	篠山市	H11. 4. 1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町
岡山県	建部町	S42. 1. 15	建部町、福渡町
	倉敷市	S42. 2. 1	倉敷市、児島市、玉島市
	備前市	S46. 4. 1	備前町、三石町
広島県	福山市	S41. 5. 1	松永市、福山市
熊本県	芦北町	S45. 11. 1	葦北町、湯浦町
大分県	宇佐市	S42. 4. 1	駅川町、四日市町、長州町、宇佐町
鹿児島県	鹿児島市	S42. 4. 29	鹿児島市、谷山市
沖縄県	名護市	S45. 8. 1	名護町、久志村、羽地村、屋我地村、屋部村

※ 富津町、袖ヶ浦町は後に市制施行

※ 資料は、昭和40年3月29日（市町村の合併の特例に関する法律の施行日）から平成11年4月1日までの全国の合併事例

## (例2)の先例地

都道府県名	新市町名	合併年月日	旧市町村名
岩手県	二戸市	S47. 4. 1	福岡町、金田一村
秋田県	鹿角市	S47. 4. 1	花輪町、十和田町、尾去沢町、八幡平村
山形県	南陽市	S42. 4. 1	宮内町、赤湯町、和郷村
福島県	いわき市	S41. 10. 1	平市、磐城市、勿来市、常盤市、内郷市、四倉町、遠野町、小川町、好間村、三和村、田人村、川前村、久之浜町、大久村
茨城県	つくば市	S62. 11. 30	大穂町、谷田部町、豊里町、桜村
	ひたちなか市	H 6. 11. 1	勝田市、那珂湊市
東京都	あきる野市	H 7. 9. 1	秋川市、五日市町
新潟県	上越市	S46. 4. 29	高田市、直江津市
長野県	木曾福島町	S42. 4. 3	福島町、新開村
静岡県	大東町	S48. 4. 1	大浜町、城東村
愛知県	東海市	S44. 4. 1	上野町、横須賀町
大阪府	東大阪市	S42. 2. 1	布施市、枚岡市、河内市
	阪南町	S47. 10. 20	南海町、東鳥取町
広島県	東広島市	S49. 4. 20	西条町、八本松町、志和町、高屋町
愛媛県	東予町	S46. 1. 1	壬生川町、三芳町
宮崎県	えびの町	S41. 11. 3	飯野町、加久藤町、真幸町
沖縄県	沖縄市	S49. 4. 1	ゴザ市、美里村

※ 阪南町、東予町、えびの町は後に市制施行

※ 資料は、昭和40年3月29日（市町村の合併の特例に関する法律の施行日）から平成11年4月1日までの全国の合併事例

## (例3)の先例地

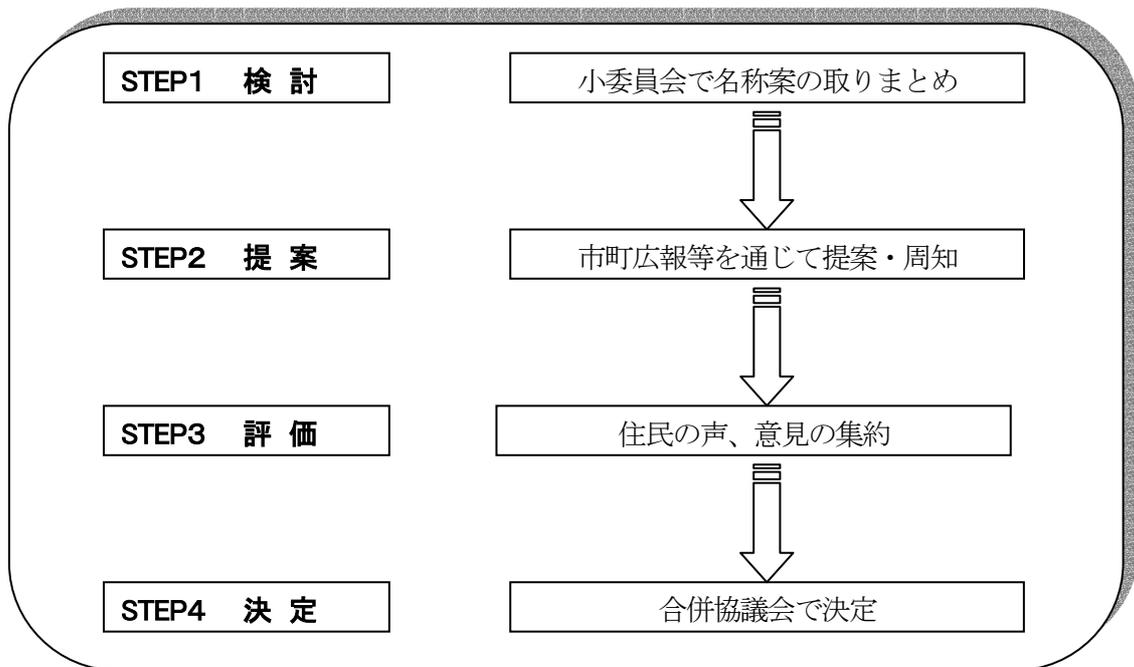
都道府県名	新市町名	合併年月日	関係団体等
東京都	西東京市	H13. 1. 21	田無市・保谷市合併協議会
静岡県	静岡市	—	静岡市・清水市合併協議会
山梨県	南部町(予定)	—	南部町・富沢町合併協議会
山口県	周南市(予定)	—	徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会
岐阜県	本巣市(予定)	—	本巣町・真正町・糸貫町・根尾村合併協議会
滋賀県	安土市(予定)	—	安土町・五個荘町・能登川町合併協議会
広島県	江田島市(予定)	—	江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会
福岡県	宗像市(予定)	—	宗像市・玄海町合併協議会

※ 新市町名で（予定）となっているのは、合併協議中のところである。

## 2 今後の進め方の例について

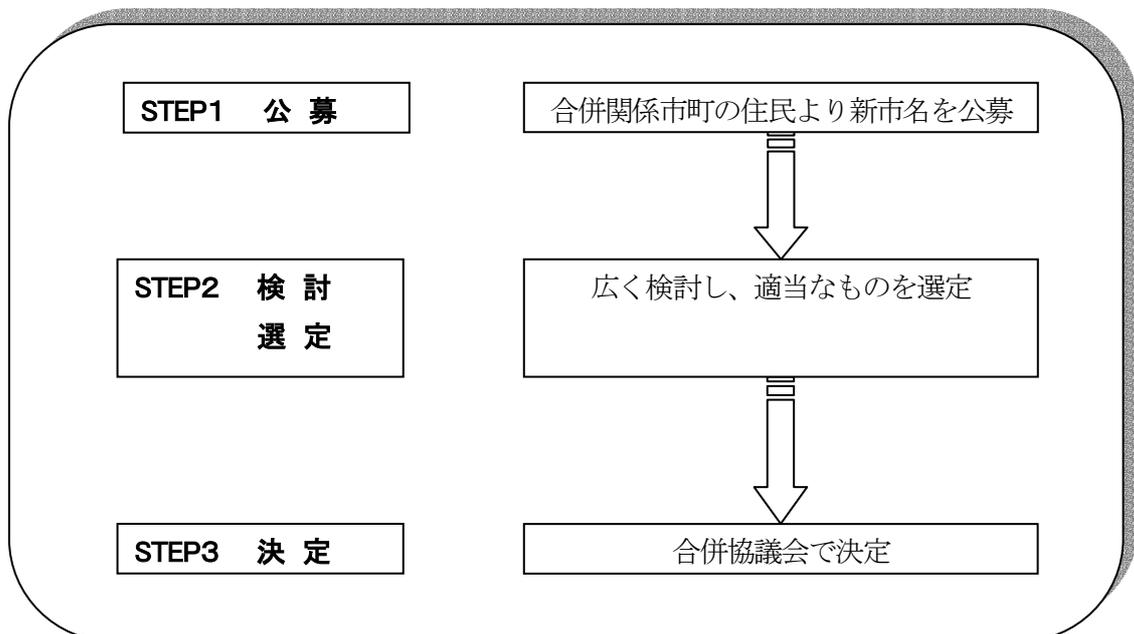
### (例1)

歴史や地域特性などを踏まえる中で、小委員会で新市の名称案（数点）をとりまとめ、合併協議会だよりや市町広報等を通じて周知を図り、住民の意見を聴くなかで合併協議会において最終的に決定する。



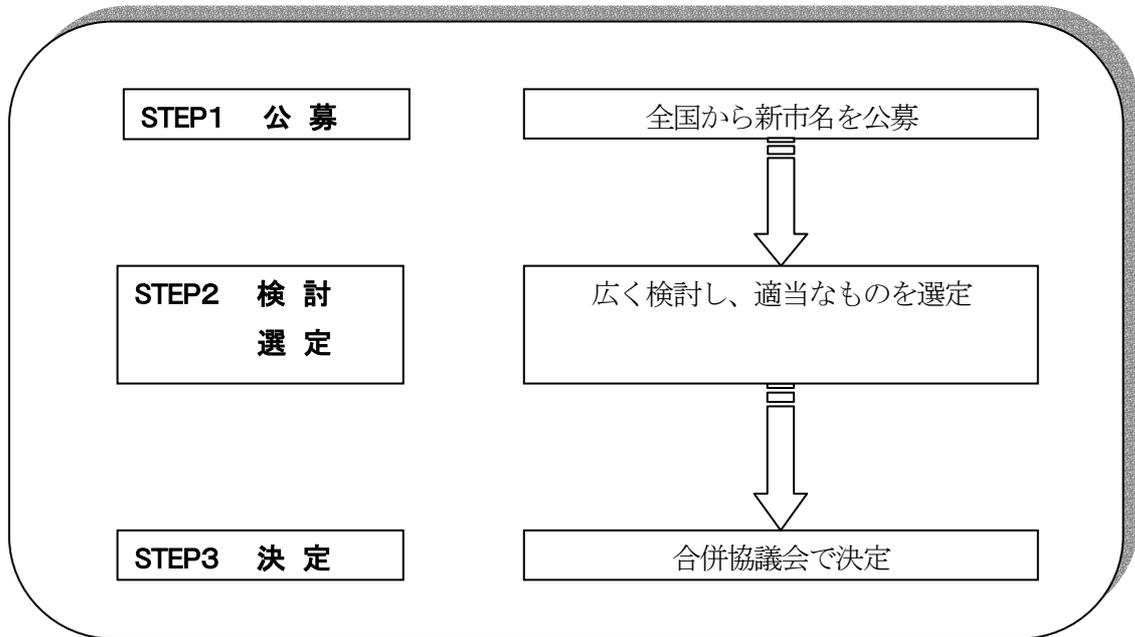
### (例2)

2市2町の地域内公募により新市名を募り、小委員会において、これらの中から適当なものを検討・選定し（数点）、合併協議会において最終的に決定する。



(例3)

全国一般公募により新市名を募り、小委員会において、これらの中から適当なものを検討・選定し（数点）、合併協議会において最終的に決定する。



## 最近の新市町名の選定方法状況

選定方法	地 域	関 係 団 体 等
公 募 外	—	員弁地区町合併協議会 内子町・五十崎町合併協議会
公 募	全 国	西東京市（田無市・保谷市合併協議会） 静岡市（静岡市・清水市合併協議会） さいたま市 加美郡4町合併協議会 北魚沼6か町村合併協議会 郡山郡町村合併協議会 佐渡市町村合併協議会 下五島一市五町合併協議会 高富町・伊自良村・美山町合併協議会（山県市） 本巢町・真正町・糸貫町・根尾村合併協議会（本巢市） 安土町・五個荘町・能登川町合併協議会（安土市） 東近江東部地域合併協議会 麻植郡合併協議会 引田町・白鳥町・大内町合併協議会（東かがわ市） 宇摩合併協議会 南宇和合併協議会 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会（江田島市） 宗像市・玄海町合併協議会（宗像市） 対馬6町合併協議会 中球磨5か町村合併協議会 上五島地域5町合併協議会
	合 併 関 係 市 町 村 内 等	ひたちなか市 篠山市 さぬき市 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会（周南市） 万場町・中里村合併協議会（神流町） 南部町・富沢町合併協議会（南部町） 高田郡六町合併協議会 三次市・双三郡甲奴町合併協議会

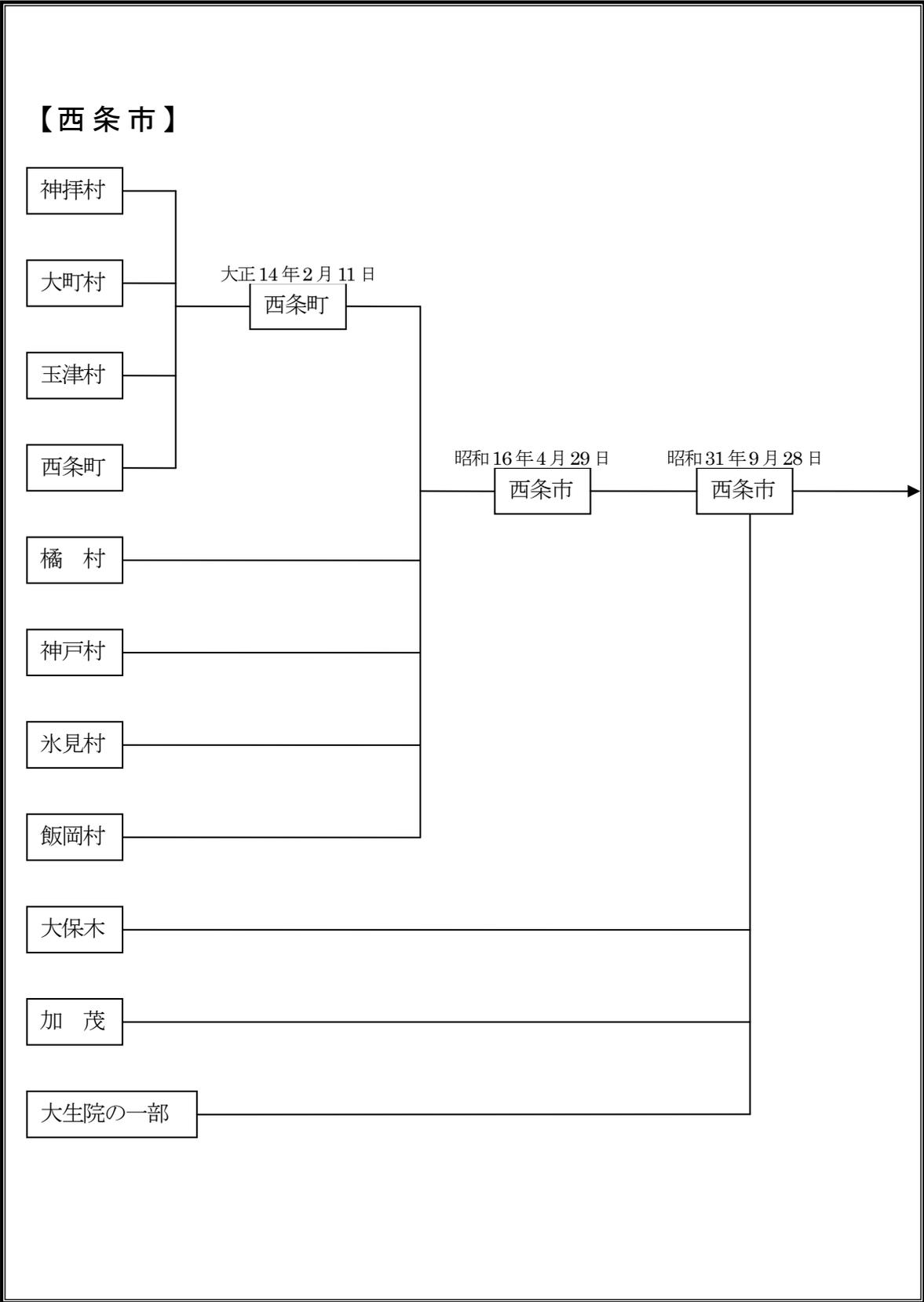
## 4 その他

### (1) 第2回小委員会の開催日程について

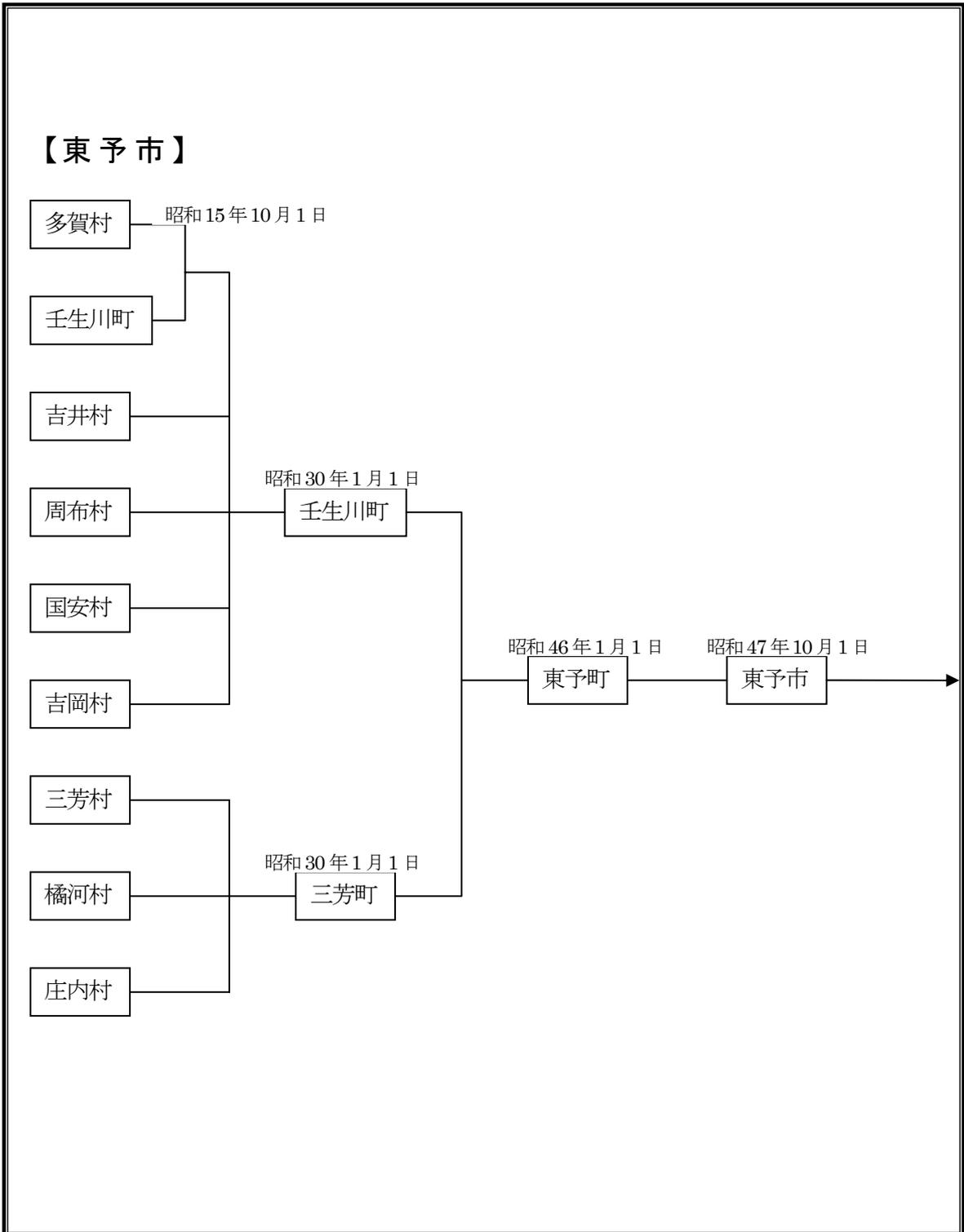
日 時 平成14年11月29日(金) 13:30～

場 所 東予市総合福祉センター 2F

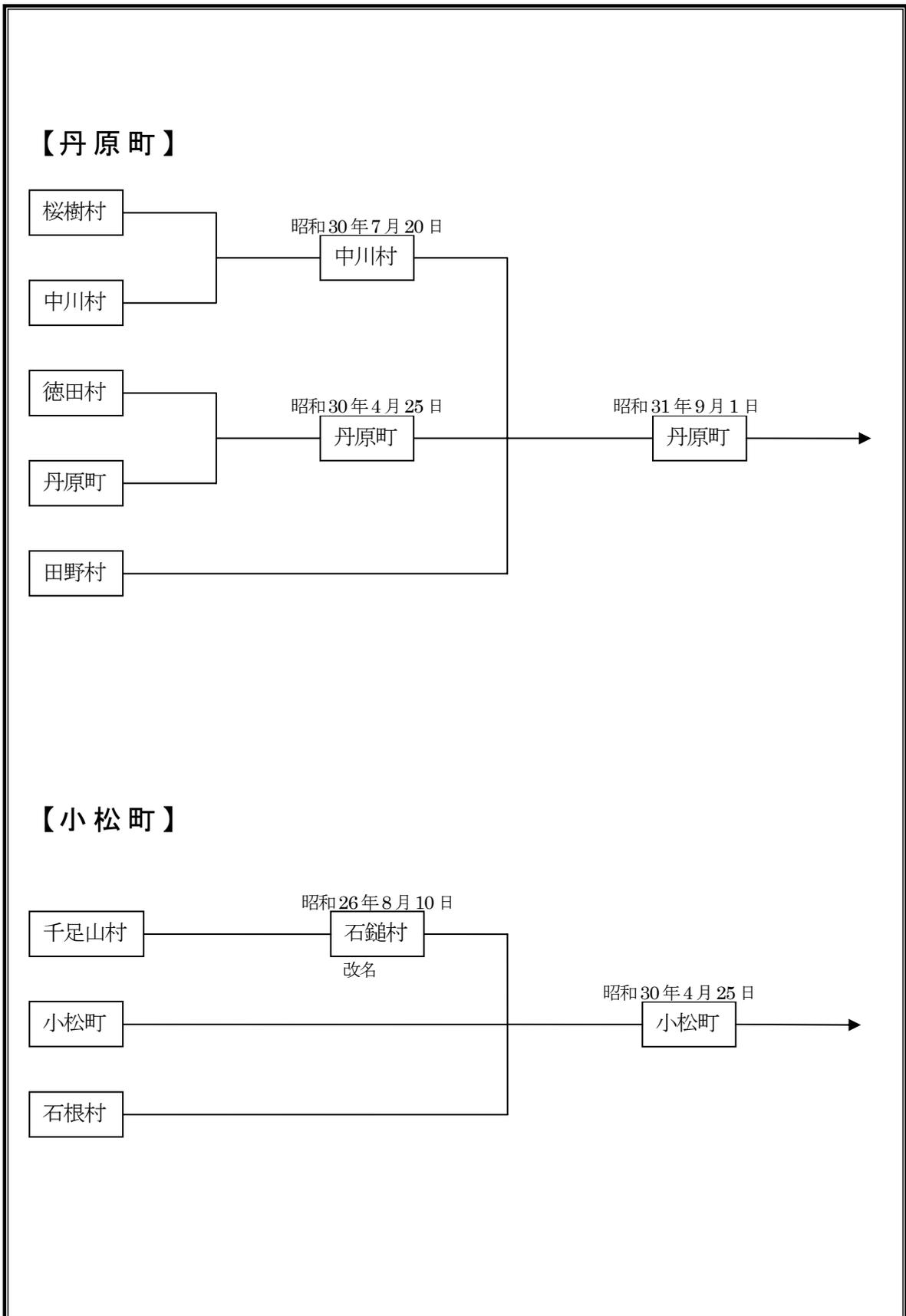
2市2町の沿革



2市2町の沿革



2市2町の沿革



## 市名・町名の由来

### 西条市

昭和16年に西條町・飯岡村・神戸村・橘村・氷見町が合併した際に、昔からこの地域の総称である「西條」を市名に決定した。

西條という地名は条里制に起因するものと言われており、新居浜市角野にあった深谷寺の古文書に「島山以東を東條といい、島山以西を西條という」とあったとされ、鎌倉末期のものだと推定される文書に「新居西條庄」という記載があります。

### 東予市

昭和46年に壬生川町と三芳町が合併した時に、「東予は愛媛県の東の地域として、古くから呼称されているものであるが、この地域は東予の中心であり、かつ、港湾の名称も東予港となっており、港名と町名が一体であることは、ごく自然である。

また、この地域が純農村地帯より脱皮して、東予新産業都市の中核的役割をもつ田園工業都市として、飛躍するなかで「・・・」という理由で新町の名称として「東予町」となり、今日に至っている。

### 丹原町

松山藩初代藩主松平定行公が領内に3個の市場を設けた内の一つが丹原である。農村にある商家を廃して1地区に集めて商業町を計画的に創設したもので、1644年から1647年にかけて、今井村、池田村、願連寺村に接した場所に長さ4町奥行き60間の新しい庄町づくりが行われた。

丹原の由来は、江戸時代に新たに商業地として整備された町が、元は砂礫の原野（赤い土地）であったところに由来する。丹原の“丹”は赤いという意味である。

### 小松町

寛永13年（1636年）伊予西条藩から一柳直頼に一万石が分与され、一柳小松藩が成立した。藩祖一柳直頼は、陣屋建設地を色々物色した結果、西条領の氷見村に接する新屋敷村の塚村に決定した。ここは丘陵地で古墳の多いところで、一面に小松が生えていたことから、この地を小松と改め、陣屋建設を始めた。

明治22年の町村制施行に伴い、南川村、北川村、新屋敷村が合併して、新しい名称を「小松村」とし、旧藩名を復活させて。

## 新市名候補選定小委員会委員名簿

市町名	役 職	氏 名	備 考
西条市	西条市議会議員	井 上 豊 實	規約第7条第1項第3項委員
	西条市学識経験者	瀬 川 政 子	規約第7条第1項第4項委員
東予市	東予市議会議員	越 智 宏 司	規約第7条第1項第3項委員
	東予市学識経験者	山 内 サダ子	規約第7条第1項第4項委員
丹原町	丹原町議会議員	徳 永 英 光	規約第7条第1項第3項委員
	丹原町学識経験者	服 部 和 子	規約第7条第1項第4項委員
小松町	小松町議会議員	佐 伯 出	規約第7条第1項第3項委員
	小松町学識経験者	有 馬 馨	規約第7条第1項第4項委員